

寺に住し、應長元年淨住寺に退いたが、正和二年滋野信直の妻默譜祖忍尼から能登酒井保内一山を施入せられて茲に伽藍を創立し、永光寺と命名した。是より永光寺は日本曹洞宗第三本寺と稱した。第三寺とは永平・大乘に次ぐの意である。能登名跡志に、『洞谷山永光寺は曹洞宗瑩山和尚の開基、後醍醐天皇の勅願所にして、其比は近郷邑知七十五ヶ村寺領ありて、三萬石とあり。大伽藍にて今一山に其礎あり。往來より少し登れば觀音あり。當國十三番の札所にて、圓通院と云ひし也。其昔瑩山和尚行脚の折、此堂に夜を明し給ふに、觀音の告にて登山有りし也。此堂よりは寺へ七町計りあり。其時は教院の地なりしに、山神ありて此山を和尚に興へければ、此所に一字を立て住み給ひしに、和尚の德行四方に響いて、無程大寺と成る。勅使等度々成りしが、中比の兵亂に炎上して、今は其時の十ヶ一にもおよびがたし。參内・繪旨・轉衣等の事も皆此寺にありしを、當寺四世峨山和尚惣持寺へ移し給ひて、今莫大の違ひ也。峨山和尚は惣持寺にては二世也。當寺にては四世也。併し今も諸堂立並びて、寺領二十石、開山地にして勅使橋等あり。寶物品々あり。中にも禁裡より御預けの摩耶夫人の御骨あり。是は天子の姫宮禪尼の、此寺を歸依ありて山上ありし御遺物の由。此尼公は此山大旦那にして、種種傳へあり。又一宗五開山の骨あり。峨山和尚凡俗の時盜賊たりし血刀・女の髮等あり。其外は略す。又十町山奥に瑩山和尚の座禪石あり、名所也。五開山の塚あり。羅漢影向樹とて大木あり。境内に十境あり、瑩山和尚の詩頌あり。』と記する。

(二)吉野朝の永光寺—元弘三年閏二月後醍醐天皇隱岐を出で給ふや、護良親王は連りに令旨を諸國に下して官軍の爲に力を致さんことを諭し、名監巨利をして戦局の利運を祈念せしめ給うた。永光寺所藏『能登國永光寺。右寺、可致御祈禱精誠、令御願成就者、當國若部保、可有御寄進當寺之由、可經奏聞者、依二品親王令旨、狀如件。元弘三年四月一日左少將。』とあるはこの際のもので、五月北條氏が亡びたから、八月十三日先の令旨を實行して若部保を寄進し給うたこと、亦同寺の文書に見える。然るに建武二年足利尊氏の鎌倉によつて叛するや、能登の人心之に傾き、尊氏からは安堵狀を士卒と寺社とに興へて私恩を賣つた。永光寺所藏『元弘以來被收公當寺領、並當知行之事、如元不可有相違之狀如件。建武三年九月廿八日在判(尊氏)。養(永)光禪寺長老。』とあるものは、その一つである。永光寺は是より尊氏の爲に法力を盡くし、『逆徒退治祈禱事、近日可抽懇丹之狀如件。貞和二年八月二日在判(尊氏)。永光禪寺住持。』といふ如き依頼を受けてゐる。

(三)出世道場—惣持寺の賜紫出世道場たることを主張するに對して、永光寺も亦瑩山紹瑾が惣持寺に晋山したよりも前、元亨元年三月廿八日の繪旨によつて出世道場たることを固執したが、この繪旨なるものは現に傳へるものでなく、唯同寺の中興雜記と稱する書に、長松寺の開山松岸旨淵が永光寺に住せる際、不幸にして之を紛失したと註して、その寫といふものを載せてあるだけである。且つ元亨元年八月後醍醐天皇が瑩山紹瑾に勅問を賜はつたとする事實を否定せざる限り、之を前提

として出世道場に補せられた繪旨が、同年三月にあるべき理由がなく、之に反して繪旨を正當なものと解するには勅問の時日に誤謬がある筈である。永光寺の主張に斯の如き矛盾あるのみならず、その所謂繪旨なるものも、亦甚だ拙劣にして文意の透徹せぬものである。之に對する惣持寺側では、出世道場に補せられた原因を、獨勅問奉對の功のみに歸せずして、中宮安産の祈禱を行つた法驗によるとなし、元亨二年八月廿八日繪旨を賜はつたとするが故に、中宮御産のことの有無は明らかでないにしても、之を目附から見ても永光寺の如き破綻はないが、その繪旨なるものは亦永光寺と等しく原本でない弱點があることを免れぬ。

(四)永光寺住持—永光寺が出世道場たることを主張する是非曲直は之を別問題として、實際繪旨によつて高藤の僧を順次出世せしめてゐた。是を以て開山瑩山紹瑾—二代明峰素哲、三代無涯智洪、四代峨山紹瑾、五代靈庵至簡、六代松岸旨淵、七代寂室了光、八代無底良昭、九代瑞翁超源以降元和年間に至るまでに四百七十三世を算し、長きは一回乃至數回住といふもあつたが、短きは僅かに三日住なるもあり、その他借住と稱する者もあつたことは、同寺の入牌帳に依つて知られ、この間寺務は末院から輪番に登山して之を董したものと思はれる。然るに四百七十三代の次に陽三文泰があつて、元和三年に入院し寛永元年に及び、初めて獨住の制となつた。或はいふ。前田利家の歸依僧大透圭徐は金澤寶圓寺の開祖であつたが、その法脈峨山から出たので、惣持寺の利益を謀ること最も多く、生前はその荒廢を興し、滅後は出世道場を惣持寺にのみ限られ、爲に明峰派たる永光寺の寺運衰頽を招くに至つたのであると。この口碑の實否は知られぬが、後に明峰派では陽三文泰を憎むこと甚だしく、遂に彼を世代から除いた。次いで四百七十四代潤叟大波より至山長祝・久外煥・鳳谷吞堯・然庵東廓・萬山林松・來安泰堪・空外惣達・徳岩廣澤・天山春澤・天澤順等・雪溪安宅・春山泰陽・高峰道長・世外天道道果・應庵太白・良盤快牛・魯充存亮・魯堂愚謙・石叟徹周・博道敏廣・徳隱惠運・端海良舟・晦峰素文・世外心月泰陽・確傳南童・日山鐵輪・一通萬明・祖田鈍牛を経て葆巖本光に至つた。葆巖は瑩山より五百一代に當るも、五老峰の高祖天童如淨より數へて改めて五百五代と稱し、後台山周方・俊亮祖彦に至り明治期に入つた。

ヨウコウジカインソウリヤクキ 永光寺開創略記 一冊。鹿島郡酒井村永光寺開創以來の沿革、歴世下賜の繪旨・宣旨・令旨、武家の敬書等を記載してある。

ヨウサイシコウ 容齋詩稿 四卷。藤田維正著。著者が詩賦の斧正を諸家に求めた時の原稿で、第一卷は天保十一年の庚子集、第二卷は十二年の辛丑集、第三卷は安政元年の甲寅集で、大島柴垣・山田新川・野口犀陽の批點評語が加へられ、第四卷は攝高詩稿と題し、安政二三年中大坂の藤澤東峽に従遊中の作を集めてある。今稿本を傳へる。

ヨウシャヤメン 用捨免—ヒキヤメン 引免。
ヨウシュニン 陽春院 加賀藩主第三代前田利常の子松姫の法號。詳しくは陽春院雪窓宗伯禪定尼。
ヨウシヨ 用所 大聖寺藩で、老臣等が藩